

出産のため会社を休んだとき

出産手当金が支給されます

被保険者自身が出産のため仕事を休み、給料の支払いを受けなかったときは、生活費として「出産手当金」が支給されます。



被保険者が出産のため会社を休み、
給料が受けられないとき

「出産手当金」として直近12か月間の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2に相当する額を産前42日間、産後56日間支給

支給額

休業1日につき、直近12か月間の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、休んだ期間中も給料が支給される場合は、出産

手当金は支給されませんが、出産手当金の額より少ない給料を受けている場合は、差額分が支給されます。

支給期間

出産手当金が支給されるのは、出産の日以前42日（双子以上の場合は98日）から出産の日後56日までを限度に、休んだ期間についてです。ただし、出産の予定

日より遅れて出産した場合は、出産の予定日以前42日（双子以上の場合は98日）から実際に出産した日後56日までの休んだ期間が対象となります。

死産・流産・早産のとき

妊娠4か月（85日）以降であれば、死産・流産・早産でも、出産育児一時金と同じように出産手当金支給の対象になります。

手続き

「出産手当金支給申請書」に医師または助産師等の証明を記入してもらい、産後56日間を経過後、会社（人事部門）に提出してください。

「出産手当金支給申請書」
→ P.93・94

産前産後および育児休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間（産前6週間・産後8週間）、および育児休業期間（育児休業開始日の属する月から育児休業の終わった日の翌日が属する月の前月まで）の保険料は、事業主からの申し出で免除されます（育児休業日数等の要件があります）。

